

令和8年度

国民健康保険税 納入通知書

通知を送付した年度が記載されます。なお、送付した年度以外の保険料についてお知らせする通知の場合、3枚目の用紙に「令和○年度 令和◇年度分」と記載され、その通知書は◇に記載された年度分の保険料に対する通知ということになります。

被保険者番号
0000000
通知書番号
00000000000

送り先は、原則として納税義務者である世帯主の氏名になります。

多摩 太郎

本書のとおり納付してください。口座振替の方は、口座振替納入通知書に記載のある鋼材から振替えます。

令和○年○月○日  
多摩市長  
阿部 裕行

市長公印

保険税納付方法等	
徴収方法	
納税義務者	
生年月日	性別
住所	
特別徴収義務者名	
特別徴収対象年金	
特別徴収対象年金額	円

※特別徴収は上記の年金から天引きされます。

前回決定額	45,300
今回決定額	72,300

〈お問い合わせ先〉

〒206-8666  
多摩市関戸6丁目12番地1  
多摩市役所 保険年金課国保担当  
電話 042-338-6840

①は前年の所得から基礎控除（合計所得金額が2400万円以下の方は43万円）を引いた金額です。

被保険者均等割（均等割額）とは、国保加入者全員に課税される税額です（40歳以上65歳未満の方にのみ課税される介護分など各加入者の年齢によって課税されないものもあります）。

国民健康保険税 賦課明細書

区分	所得割			被保険者均等割			算出合計額 A = ③ + ⑥
	課税標準額 ①	所得割率 ②	所得割額 ③ = ① × ②	1人あたり均等割額④	被保険者数 ⑤	均等割額 ⑥ = ④ × ⑤	
変更 前定	医療分		円	円	人	円	円
	支援金分		円	円	人	円	円
	介護分		円	円	人	円	円
変更 後定	子ども分		円	円			円
	医療分		円	円			円
	支援金分		円	円			円
変更 後定	介護分		円	円			円
	子ども分		円	円	人	円	円

所得割額とは、前年（令和8年度分の場合、令和7年1月1日から12月31日まで）の所得に応じてかかる税額です。

区分ごとに税額の上限額があります。上限を超えた部分については、⑧限度超過額として年間保険料から減額されます。

⑨は国保加入者数の増減や国保資格の喪失等によって増減した税額です。

※子ども分において、均等割額⑥に18歳以上均等割額（1人あたり円）を含んでいます。また、軽減額⑦の内、均等割軽減額に18歳未満均等割軽減額を含んでいます。

区分	軽減額			限度超過額 ⑧	月割増減額 ⑨	減免額 ⑩	年間保険料 (A - ⑦ - ⑧ + ⑨ - ⑩)
	軽減	所得割軽減額	均等割軽減額				
変更 前定	医療分		円	円	円	円	円
	支援金分		円	円	円	円	円
	介護分		円	円	円	円	円
変更 後定	子ども分		円	円	円	円	円
	医療分		円	円	円	円	円
	支援金分		円	円	円	円	円
変更 後定	介護分		円	円	円	円	円
	子ども分		円	円	円	円	円

※年間保険料額の算定において、100円未満の端数金額は切り捨てます。

前回決定額	今回決定額
-------	-------

世帯の国保加入者全員の所得割額と均等割額の合計に、各種軽減等を適用させ、端数切捨処理などを行った金額が年間保険料となります。

世帯の総所得額等の合計が規定以下の場合、均等割額が軽減されます。軽減割合は、7割、5割、2割のいずれかです。

未就学児については、均等割額が2分の1軽減された後、多摩市の独自減免の制度適用により、残りの2分の1を軽減することで、均等割額が全額軽減されます。

国民健康保険税 賦課明細書

区分	所得割			被保険者均等割			算出合計額 A=③+⑥	
	課税標準額 ①	所得割率 ②	所得割額 ③=①×②	1人あたり 均等割額④	被保険者数 ⑤	均等割額 ⑥=④×⑤		
変更 前定	医療分	0円	6.28%	0円	30,800円	1人	30,800円	30,800円
	支援金分	0円	2.04%	0円	12,600円	1人	12,600円	12,600円
	介護分	円	%	円	円	人	円	円
変更 後定	子ども分	0円	0.30%	0円	1,900円	1人	1,900円	1,900円
変更 後定	医療分	0円	6.28%	0円	30,800円	2人	61,600円	61,600円
	支援金分	0円	2.04%	0円	12,600円	2人	25,200円	25,200円
	介護分	円	%	円	円	人	円	円
後定	子ども分	0円	0.30%	0円	1,800円	2人	3,800円	3,800円

※子ども分において、均等割額⑥に18歳以上均等割額（1人あたり **100円**）を含んでいます。また、軽減額⑦の内、均等割軽減額に18歳未満均等割軽減額を含んでいます。

区分	軽減	軽減額		限度超過額 ⑧	月割増減額 ⑨	減免額 ⑩	年間保険料 (A-⑦-⑧+⑨-⑩)
		所得割軽減額	均等割軽減額				
変更 前定	医療分	0円	0円	0円	0円	0円	30,800円
	支援金分	0円	0円	0円	0円	0円	12,600円
	介護分	円	円	円	円	円	円
変更 後定	子ども分	0円	0円	0円	0円	0円	1,900円
	医療分	0円	12,320円	12,320円	0円	-80円	49,200円
	支援金分	0円	5,040円	5,040円	0円	-60円	20,100円
後定	子ども分	0円	760円	760円	0円	-40円	3,000円

※年間保険料額の算定において、100円未満の端数金額は切り捨てます。

前回決定額	45,300	今回決定額	72,300
-------	--------	-------	--------

世帯全体の子どもの均等割額は、④均等割額1,800円に18歳以上均等割額100円を足した額(=1,900円)×⑤対象となる被保険者数になります。

令和8年度 令和7年度分

前半に記載の年度は通知を送付した年度です。送付した年度と通知する税の年度が異なる場合は、後半にその年度を記載しています。

納付年月／普通徴収の納期	決定(変更)前(円)		決定(変更)後(円)		納付済額(円)		差引納付税額(円)	
	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収
令和8年 4月								
令和8年 5月								
令和8年 第1期 6月 令和8年6月30日							6,700	
・							6,000	
・	4,500		6,000		0		6,000	
記載省略	4,500		6,000		0		6,000	
・							6,000	
・							6,000	
・							6,000	
・	4,500		6,000		0		6,000	
・	4,500		6,000		0		6,000	
・								
合計	45,300		60,700		0		60,700	

普通徴収とは、納付書による支払いや口座振替払い、その他電子決済などの方法での支払いによる徴収を指します。  
 特別徴収とは、年金からの天引きによる徴収を指します。特別徴収はご自身で選択することはできず、条件を満たす方が自動的に適用されます。

右下の日付がその納期の納期限となります。多摩市では1期から10期までの年10回の納期を設定しています。各納期限までに指定の方法で保険料をお支払いください。なお、口座振替払いの方は、各納期限の日に口座から振替払いされます。  
 ※4月、5月は納期の設定がありません。4月、5月分の保険料については、1期から10期までの各納期に按分されて課税されており、保険料に反映されています。

記載省略

※普通徴収は納付書又は口座振替で納付してください。

(来年度の仮徴収のご案内)

※納付済額は、この通知書の作成日時時点で把握できたものが記載されています。 来年度の4月、6月、8月は特別徴収仮徴収額として2月の特別徴収額と同額が天引きされます。

納期限までに支払っていただく保険料です。一番下の合計額欄の金額が-の場合、還付が発生しますので、別途送付される通知に記載の方法で還付手続きをとってください。

世帯で国保に加入されている全ての方について記載されます。なお、社会保険と違い「扶養」という制度はないため、国保では年齢や所得などに関わらず被保険者となります。

国民健康保険税個人明細書

通知書番号

被保険者氏名

区分	普：普通世帯主 保：被保険者 2：介護2号 擬、子：擬制世帯主											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
医療	普	普	普	普	普	普	普	普	普	普	普	普
支援金	普	普	普	普	普	普	普	普	普	普	普	普
介護												
子ども	普	普	普	普	普	普	普	普	普	普	普	普

未申告  
該当

所得割(円)	均等割(円)
記載省略	

多摩 太郎

医療	保	保	保	保	保	保	保	保	保	保	保	保
支援金	保	保	保	保	保	保	保	保	保	保	保	保
介護												
子ども	保	保	保	保	保	保	保	保	保	保	保	保

所得割(円)	均等割(円)
記載省略	

多摩 花子

医療												
支援金												
介護												
子ども												

所得割(円)	均等割(円)
記載省略	

こちらの欄は被保険者ごとの軽減等適用前の税額が記載されています。

区分（医療・支援金・介護・子ども）ごとに何月分が課税されるかを示しています。例えば、9月から国保に加入された場合は4月～8月の「普」と記載されている欄が空欄になりその月は課税されません。

普通世帯主：国保に加入している世帯主  
 擬制世帯主：国保に加入していない世帯主  
 介護2号：40歳以上65歳未満の被保険者  
 被保険者：介護2号に該当しない被保険者

